



栃木県公報

平成29年
4月28日(金)
第2880号

目次

告示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定	395
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定	395
○生活保護法による指定介護機関の指定	396
○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更	396
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	397
○生活保護法による指定介護機関の事業の休止	398
○母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務の委託	399
○土地改良区定款変更の認可	399

公告

○土地改良区役員の退就任	400
--------------	-----

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定	403
----------------------	-----

告示

栃木県告示第207号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
下野市柴字丸野266番1の一部及び266番17の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

栃木県告示第208号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4月28日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
下野市柴字丸野266番1の一部及び266番17の一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年 4月28日

栃木県知事 福 田 富 一

居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成28年 9月1日	医療法人 櫻美会	真岡市高勢町一丁目205番地	在宅介護支援センターあおば	真岡市高勢町一丁目209番地1

栃木県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 4月28日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成27年 4月1日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協訪問入浴（栃木市社協訪問入浴にしかた）	栃木市千塚町210番地（栃木市西方町真名子1400番地1）	訪問入浴介護
平成29年 4月1日	日本赤十字社（日本赤十字社栃木県支部）	東京都港区芝大門一丁目1番3号（宇都宮市若草一丁目10番6号とちぎ福祉プラザ内）	那須赤十字訪問看護ステーション	大田原市中田原1081番地4	訪問看護 居宅療養管理 指導

(注) 表中の () 内は変更前のもの

2 居宅介護支援事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成29年 4月1日	日本赤十字社（日本赤十字社栃木県支部）	東京都港区芝大門一丁目1番3号（宇都宮市若草一丁目10番6号とちぎ福祉プラザ内）	那須赤十字訪問看護ステーション	大田原市中田原1081番地4

(注) 表中の () 内は変更前のもの

3 介護予防事業者

変 更 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成27年 4月1日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協訪問入浴（栃木市社協訪問入浴にしかた）	栃木市千塚町210番地（栃木市西方町真名子1400番地1）	介護予防訪問入浴介護
平成29年 4月1日	日本赤十字社（日本赤十字社栃木県支部）	東京都港区芝大門一丁目1番3号（宇都宮市若草一丁目10番6号とちぎ福祉プラザ内）	那須赤十字訪問看護ステーション	大田原市中田原1081番地4	介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第211号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年4月28日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

廃 止 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成28年 11月30日	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練塀町68番地1ムラタヤビル2階	うずま調剤薬局	栃木市湊町12番地6	居宅療養管理指導
平成29年 3月31日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協藤岡ヘルパーステーション	栃木市藤岡町藤岡810番地	訪問介護
平成29年 3月31日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協西方ヘルパーステーション	栃木市西方町元1601番地1	訪問介護

2 居宅介護支援事業者

廃止年月日	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成29年3月31日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協西方居宅介護支援事業所	栃木市西方町元1601番地1

3 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成28年11月30日	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練堀町68番地1ムラタヤビル2階	うずま調剤薬局	栃木市湊町12番地6	介護予防居宅療養管理指導
平成29年3月31日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協藤岡ヘルパーステーション	栃木市藤岡町藤岡810番地	介護予防訪問介護
平成29年3月31日	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町二丁目1番40号	栃木市社協西方ヘルパーステーション	栃木市西方町元1601番地1	介護予防訪問介護

栃木県告示第212号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年4月28日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

休止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成28年8月1日	一般財団法人とちぎメディカルセンター	栃木市境町27番21号	とちぎメディカルセンター在宅ホスピス	栃木市大町39番地5	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション

2 居宅介護支援事業者

休止年月日	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

平成29年 4月1日	公益社団法人栃木県 看護協会	宇都宮市駒生町3337番 地1	居宅介護支援事業所 くろばね	大田原市黒羽向町142番 地
---------------	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------

3 介護予防事業者

休 止 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成28年 8月1日	一般財団法人とちぎ メディカルセンター	栃木市境町27番21号	とちぎメディカル センター在宅ホスピス	栃木市大町39番地 5	介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテーション 介護予防居宅 療養管理指導 介護予防通所 リハビリテーション

(保健福祉課)

栃木県告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成29年4月1日付けで次のとおり母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月28日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条（同法第31条の6項及び32条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(こども政策課)

栃木県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年4月28日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
宇 芳 真 土 地 改 良 区	平成29年4月17日
湯 津 上 土 地 改 良 区	平成29年4月18日

(農地整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年4月28日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
東 泉 土地改良区	理 事	薄井 真一		矢板市東泉670-1	29.3.31	
	〃	小川 武士		〃 〃 728	〃	
	〃	野澤 一紀		〃 〃 634	〃	
	〃	井出 和雄	井出 和雄	〃 〃 528	〃	29.4.1
	〃	江面 正昭	江面 正昭	〃 上太田190-1	〃	〃
	〃	片山 英一	片山 英一	〃 田野原312	〃	〃
	〃	唐橋 良水	唐橋 良水	〃 東泉790-2	〃	〃
	〃	関谷 貴志	関谷 貴志	〃 泉387-2	〃	〃
	〃	長久保利通	長久保利通	〃 東泉553	〃	〃
	〃	濱野 利夫	濱野 利夫	〃 〃 598	〃	〃
	〃		大嶋 弘司	〃 〃 662		〃
	〃		須田 道夫	〃 〃 630		〃
	〃		室井 重男	〃 〃 1094		〃
	監 事	兼松 長寿	兼松 長寿	〃 〃 637	29.3.31	〃
	〃	大木 徳弥	大木 徳弥	〃 〃 609	〃	〃
〃	加藤 順一	加藤 順一	〃 下太田124	〃	〃	
益 子 町 土地改良区	理 事	谷口 正己		益子町大字上大羽1108	29.3.31	
	〃	佐藤 克美		〃 大字大沢462-3	〃	
	〃	福原 光雄		〃 大字上山76	〃	
	〃	鶴見 平		〃 大字前沢878-2	〃	
	〃	大岡 勝一		〃 大字下大羽135	〃	
	〃	成井 幸雄		〃 大字大沢3374	〃	
	〃	石井 廣視		〃 大字芦沼613	〃	
	〃	浦壁 良之		〃 大字大沢325	〃	
	〃	上野 功	上野 功	〃 大字大郷戸111	〃	29.4.1
	〃	大関 正巳	大関 正巳	〃 大字上山115	〃	〃
	〃	仁平 孝芳	仁平 孝芳	〃 大字生田目1007	〃	〃
	〃	手塚 正光	手塚 正光	〃 大字七井2033	〃	〃
	〃	岩崎 孝司	岩崎 孝司	〃 〃 18	〃	〃

	理事	三村 敏夫	三村 敏夫	益子町大字埜2298-1	29.3.31	29.4.1
	〃	上野 好一	上野 好一	〃 〃 1455	〃	〃
	〃	薄根 敏雄	薄根 敏雄	〃 大字益子1753	〃	〃
	〃		仁平 勉	〃 大字小泉949		〃
	〃		和久井利光	〃 大字長堤150-1		〃
	〃		床井 剛	〃 大字小宅1243		〃
	〃		横山 茂夫	〃 大字大平828-4		〃
	〃		加藤 芳男	〃 大字大沢1724-1		〃
	〃		菊地 重一	〃 〃 2770-20		〃
	〃		池田 貞夫	〃 大字上大羽259		〃
	〃		黒子 秀夫	〃 〃 652		〃
	監事	仁平 勲		〃 大字小泉417-1	29.3.31	
	〃	笹沼 忠夫		〃 大字山本1052-2	〃	
	〃	石塚 茂	石塚 茂	〃 大字七井208	〃	29.4.1
	〃		鶴見 平	〃 大字前沢878-2		〃
	〃		中山 達美	〃 大字上山691		〃
都賀町 土地改良区	理事	大塚 幸八		栃木市都賀町家中485	29.3.27	
	〃	大澤 弘		〃 都賀町富張543-1	〃	
	〃	郡士 正芳		〃 都賀町木1293	〃	
	〃	熊倉 喜義		〃 都賀町大柿1899	〃	
	〃	中村 宏		〃 都賀町深沢18-2	〃	
	〃	氏家 和男		〃 〃 460	〃	
	〃	大橋 重		〃 都賀町木1692	〃	
	〃	根本 勤	根本 勤	〃 都賀町家中415-1	〃	29.3.28
	〃	松本 博	松本 博	〃 都賀町大柿481-1	〃	〃
	〃	谷田貝俊一	谷田貝俊一	〃 都賀町家中3418	〃	〃
	〃	青木富士夫	青木富士夫	〃 都賀町大柿1158	〃	〃
	〃		刑部 光一	〃 都賀町家中1687		〃
	〃		藤平 栄作	〃 都賀町富張215-1		〃
	〃		山井 光男	〃 都賀町原宿1023		〃
	〃		落合 正	〃 都賀町深沢835		〃
	〃		氏家 輝男	〃 〃 458-2		〃
	〃		大橋 義明	〃 都賀町木1934		〃
	監事	篠崎 庄平		〃 都賀町家中5481	29.3.27	
	〃	坂田 利夫		〃 都賀町富張827-2	〃	
	〃	直井 嘉男		〃 都賀町大柿1607-1	〃	

	監事		藤平 昭男	栃木市都賀町富張216		29.3.28
	〃		早乙女和良	〃 都賀町家中3492-1		〃
	〃		羽山 茂	〃 都賀町大柿690		〃
思川西部 土地改良区	理事	塚原 孝三		小山市大字上初田130	29.3.31	
	〃	斉藤 守		〃 大字下初田7-2	〃	
	〃	田名網基晴		栃木市大平町北武井654	〃	
	〃	椎名 英雄		小山市大字間中1347	〃	
	〃	玉野 由蔵		〃 大字下河原田955	〃	
	〃	小林喜代治		〃 大字小袋583	〃	
	〃	池澤 和雄		〃 大字鏡1015	〃	
	〃	海老沼隆之		〃 大字寒川1205	〃	
	〃	横田 一雄		〃 大字網戸1276	〃	
	〃	小沢 幸一		〃 大字上生井614	〃	
	〃	関口 昌男		〃 大字下生井1553	〃	
	〃	稲葉 青史		栃木市藤岡町新波1453-1	〃	
	〃	山野井久雄	山野井久雄	小山市大字下国府塚656	〃	29.4.1
	〃	山野井 洋	山野井 洋	〃 大字白鳥629-2	〃	〃
	〃	小峰 賢一	小峰 賢一	〃 大字今里341-3	〃	〃
	〃	松本 益一	松本 益一	〃 大字上国府塚926	〃	〃
	〃	白石 秀之	白石 秀之	〃 大字井岡455-1	〃	〃
	〃	古川 和義	古川 和義	〃 大字中里1079	〃	〃
	〃	白井 正宏	白井 正宏	〃 大字迫間田119	〃	〃
	〃	古河 利守	古河 利守	〃 大字網戸748-13	〃	〃
	〃	秋葉 忠司	秋葉 忠司	〃 大字生良416	〃	〃
	〃	小堀 忠夫	小堀 忠夫	野木町大字友沼2856-1	〃	〃
	〃		松沼 敏雄	小山市大字生駒675		〃
	〃		猪股 正	〃 大字小袋1058		〃
	〃		板垣 哲夫	〃 大字鏡984		〃
	〃		五十嵐芳夫	〃 大字寒川1129		〃
	〃		野村 晴司	〃 大字網戸1285		〃
	〃		須田 雄一	〃 大字上生井1195		〃
	〃		前澤 栄	〃 大字下生井1537		〃
	〃		前澤 通	栃木市藤岡町新波1430		〃
〃		前澤 康晴	小山市大字上初田1098		〃	
〃		石塚 寛治	〃 大字下初田802		〃	
〃		倉持 輝久	栃木市大平町北武井490		〃	

理 事		鈴木 政美	小山市大字間中1289		29.4.1
監 事	須賀 昭夫		〃 大字下初田1010	29.3.31	
〃	猪瀬 重廣		〃 大字石ノ上313	〃	
〃	松本 治		〃 大字下生井863	〃	
〃		並木 昭和	〃 〃 875-3		29.4.1
〃		塚原 孝三	〃 大字上初田130		〃
〃		猪瀬 進	〃 大字石ノ上508		〃

(農地整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成29年4月28日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施 設 の 名 称	所 在 地
社会福祉法人明德舎 特別養護老人ホーム 青葉の杜	那須塩原市大原間西1-19-6